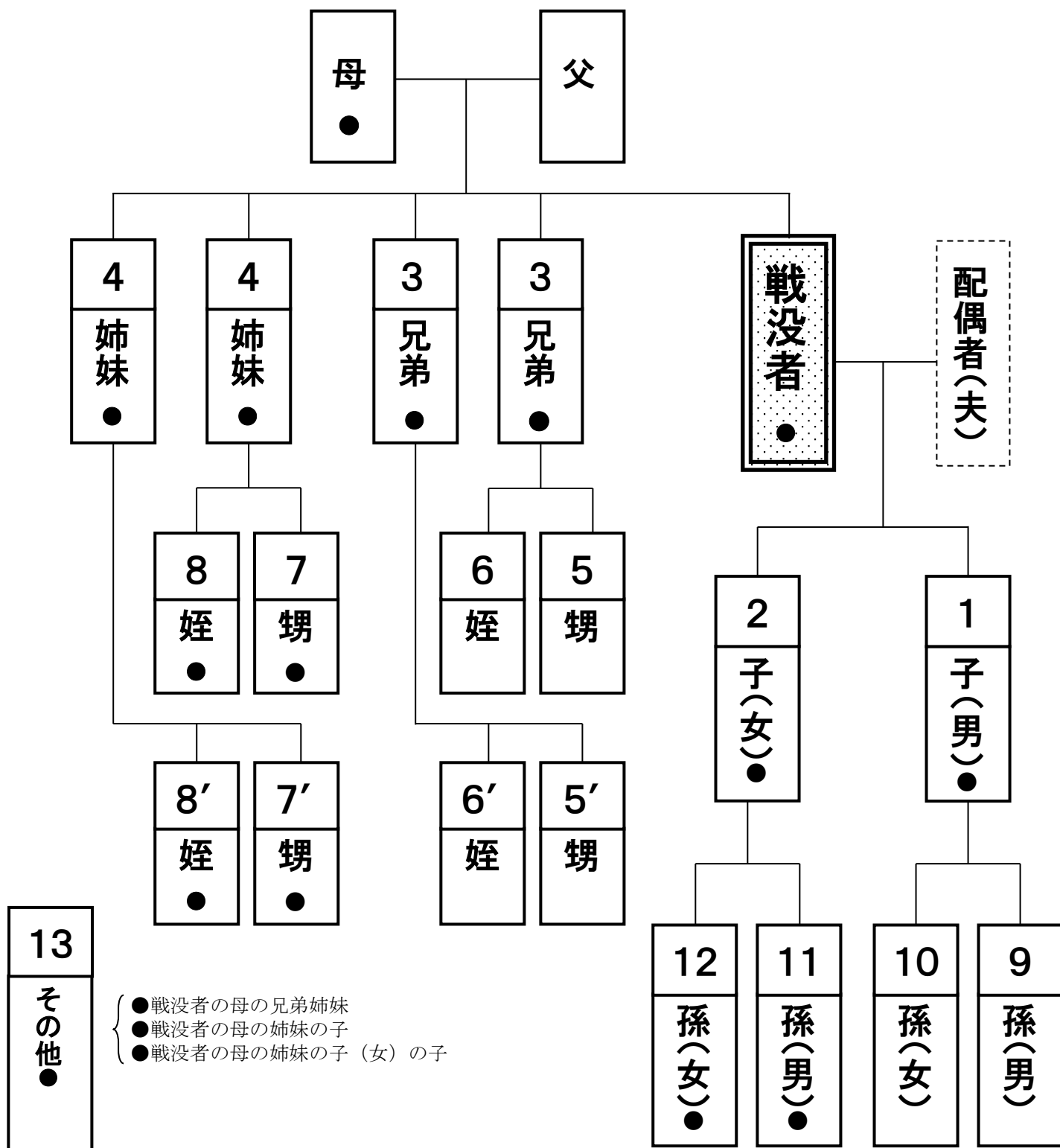


# 親 族 関 係 図 (戦没者が女性の場合)

下の図から、検体を提供できる方の続柄が該当するものを選んで、その番号を申請書の「続柄番号」の欄に記入してください。

戦没者の子(続柄1、2)及び続柄に●印のある方がより有効です。

●印は戦没者とミトコンドリアDNA(母親から子供へ遺伝する特徴がある)が共通する方



注：検体を提供される方が戦没者の甥・姪で、複数提供される場合、その甥・姪の親がそれぞれ異なる場合は、片方の番号を5'～8'としてください。

なお、記入方法についてご不明な場合は、厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室(代表電話：03-5253-1111 内線3506 直通電話：03-3595-2219)までお問い合わせ下さい。